

障第318号
令和2年5月21日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の事業所を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について

平素より、県の障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、県内の学校等において、令和2年6月1日から新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した分散登校等による再開が予定されております。
つきましては、県内の放課後等デイサービス事業所につきましては、下記のとおりご対応願います。

記

1 サービスの提供について

放課後等デイサービスについては、学校等の分散登校等による再開に伴い、感染予防対策を徹底した上で可能な限り長時間の開所とする等、児童の受け入れ体制の確保についてご配慮をお願いします。

2 障害福祉サービス等人員、施設・設備及び運営基準等について

児童の受入に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）（令和2年5月18日付け厚生労働省事務連絡）」のとおり、障害福祉サービス等人員、施設・設備及び運営基準等については、引続き柔軟な取扱いが可能とされています。

3 障害福祉サービス等報酬について

学校等において、学校の一部を休業とした上で授業日として登校日を設ける分散登校を行う場合に、放課後等デイサービスの報酬単価については学校等が全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用することが可能とされています。

4 代替サービスの提供について

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれて事業所を欠席する場合は、代替サービスとして、児童の居宅訪問や電話、スカイプ等で健康管理や相談支援を行う等、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供していると市町村が認めた場合に報酬の対象とする取扱いが引続き可能です。

<関連通知>

- ・「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月15日付け厚生労働省事務連絡）

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山中・岩垣
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		